

# 新生児医療連絡会 会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は新生児医療連絡会（Japanese Neonatologist Association）と称する。

## 第2章 目的および活動

第2条 本会は、新生児医療およびそれに携わる医療従事者の学問的・社会的立場の確立・向上と、新生児医療をとりまく諸問題の解決に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 総会における新生児医療に関する討議。
- 2 役員会における新生児医療に関する討議。
- 3 都道府県連絡会における新生児医療に関する討議。
- 4 News letter などによる新生児医療に関する情報の交換。
- 5 その他の本会の目的達成に必要な活動。

第4条 本会は第4章に定める役員会、第5章に定める都道府県連絡会および細則に定める事務局を置く。

## 第3章 会 員

第5条 会員の資格は本会の目的に賛同する医師で、新生児医療に関与している者とする。

第6条 本会への入会は、前条の資格を有する者が事務局に入会を申し込み、役員会の承認をもって認められ、事務局に登録される。

第7条 会員は、本会の発行する News letter などの情報の配布を受け、また新生児医療に関する意見を都道府県連絡会および役員会に反映する機会を有する。

第8条 本会を退会しようとする者は、その旨を本会に申し出ねばならない。

## 第4章 役員および役員会

第9条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名

事務局長 1名  
副事務局長 1名  
幹事 若干名  
監事 2名

第10条 役員会は、執行部（会長・事務局長・副事務局長）、幹事、監事および会長が指名した者で構成する。

第11条 本会の役員は次の職務を行う。

- 1 役員会は第3条に示された活動を企画し、実行する。
- 2 役員会は会長を指名する。
- 3 会長は総会を開催する権限と責任を持つ。
- 4 会長は事務局長、副事務局長、幹事、監事を指名する。
- 5 事務局長は事務局を指導・監督し、会計を含む会務を分掌する。
- 6 監事は会務を監査する。原則として顧問、功労会員、名誉会員との兼任はしない。
- 7 幹事は地区を超えた広域の地方を代表し、第14条に記す域内の都道府県連絡会と役員会の連携に努めるとともに会長から委嘱された職務を遂行する。
- 8 会長は役員経験者の中から顧問を若干名指名することができる。顧問は会長の命により役員会への出席および会運営にかかわる助言を行う。

第12条 本会の役員は次の要綱で選出される。

- 1 役員は総会において、出席者の過半数の賛同を得て選出される。
- 2 役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

## 第5章 名誉会員・功労会員について

第13条 名誉会員・功労会員は65歳以上で顧問でないものから以下の条件で会長が推薦し、役員会の承認をもって決定する。役員会出席要請は行わない。

- 1 名誉会員は、歴代執行部経験者。
- 2 功労会員は、本会もしくは本会の活動を通じて新生児医療への貢献度の高い者、役員、顧問経験者など。

## 第6章 総会および都道府県連絡会

第14条 総会は年1回以上開催する。

第15条 都道府県連絡会は、原則として各都道府県別の会員で構成し、第2条の目的のために、都道府県における活動を実践する。都道府県連絡会の代表者は各都道府県に1名、役員会の推薦により委嘱する。都道府県連絡会の代表者は第2条に示された目的に沿った都道府県連絡会を開催する。代表者の委嘱期間は5年とし、延長を妨げない。

## 第7章 会費および会計

第16条 本会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。会員は細則に定められた年会費を定められた期日内に納入しなければならない。また事務局長と副事務局長は前年度会計報告を監事の監査を受けた後に、総会で会員に報告しなければならない。

## 第8章 会則の変更

第17条 本会則は総会において出席会員の過半数の賛同を得て変更することができる。

第18条 この会則は昭和63年11月11日より実施する。

第19条 この会則は平成21年11月30日に改定された。

第20条 この会則は平成28年12月2日に改定された。

第21条 この会則は平成29年10月13日に改定された。

## 第9章 細 則

1. 本会の会費は年額5,000円とし、65歳以上の会員はこれを免除する。
2. 細則は役員会において出席役員の過半数の賛同を得て変更することができる。
3. 本会の事務局は、大阪府大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル16階株式会社メディカ出版内に置く。
4. この細則は、昭和63年11月11日より実施する。
5. この細則は、平成13年7月16日に改定された。
6. この細則は、平成28年12月2日に改定された。
7. この細則は、平成29年10月13日に改定された。